令和８年度石川県優良観光土産品推奨審査会及びコンクール開催要領

１　目　　的
観光土産品の品質やデザイン等の向上を図り、観光客の要望に応えるとともに観光土産品業界の振興を図る。
（審査会は昭和３４年度、コンクールは昭和６２年度からそれぞれ実施）

２　主　　催
(公社)石川県観光連盟

３　後　　援（予定）
石川県、(公社)日本観光振興協会中部事務局、石川県商工会議所連合会、
石川県商工会連合会、(一社)石川県物産協会、石川県観光土産品公正取引協議会

４　日　　時
令和９年　１月１９日（火）１３：３０～

５　会　　場
石川県庁１１階　１１０２会議室

６　出　　品
県内業者が観光土産品として製造し、現在販売しているものうち次にあげるものとする。
⑴ 菓子
⑵ 食料品（飲料を含む）
⑶ 民芸品

７　実施内容
・石川県優良観光土産品推奨規程に基づき審査し、基準を満たしたものを推奨品として認定する。推奨期間は２年間。（令和９年４月１日～令和 11 年３月 31 日）
・菓子、食品は食品表示法ならびに観光土産品の表示に関する公正競争規約が守られていること。過去に食品衛生法違反がないこと。食品表示・栄養成分表示のあるもの。
・優良観光土産推奨品として認定されたもの（推奨期間の更新に係るものは除く）のうち、特に独創性に富み、品質が優れているなど総合的に優秀な商品については、(公社)石川県観光連盟会長賞、石川県知事賞、(一社)石川県物産協会会長賞を贈る。

８　出品申込
・申込送付・商品提出先
公益社団法人 石川県観光連盟　〒920-8580 石川県金沢市鞍月１-１　石川県庁舎１０階
電話：０７６-２０１-８１１０／ＦＡＸ：０７６-２０１-８２８０

・申込（申込書と商品の同時提出は不可）

【提出書類】
「新規」は申込書【様式１】【様式２】【様式３】商品の概要がわかる写真・パンフレットを１部
「更新」は申込書【様式１】【様式２】【様式３】【パンフレット校正原稿】
※「更新」の商品で前回の審査会より商品の仕様・包装等に変更があった場合「新規」として申し込む。

【申込書送付期限】令和８年１２月８日（火）必着
【商品提出期間】令和９年１月１２日（火）～　１月１８日（月）
※冷蔵品・冷凍品・賞味期限の短いもののみ　令和９年　１月１９日（火）午前中（11 時）必着

９　そ の 他
⑴推奨された商品には可能な限り「推奨シール」を貼付すること。
シールは有料。（１枚２円）なお、推奨シールの使用貼付以外の表示については、事前に内容を(公社)石川県観光連盟に申請し、承認を得た上で、実施することとする。
⑵審査会が終了後、推奨品と認定された商品に対し（公社）石川県観光連盟から登録料を請求する。登録手数料は１商品につき５，０００円。
なお、同一内容で入り数・内容量のみが違うものは１商品とみなす。